

豊川市立牛久保小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月
いじめ・不登校担当

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、教職員が一致団結し、日ごろから小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。また、「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」という認識を、すべての児童と教職員がもつことが大切である。さらには、家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組む問題であるという認識が必要である。

そのためには、まず教職員が感性を磨き、児童の小さな変化に気づき、速やかに対処できる行動力を身に着けるとともに、あらゆる場面で正義感と正しい人権感覚をもたなくてはならない。そして、児童の思いに寄り添い、より良い人間関係を築くことに努める必要がある。また、わかる授業、魅力ある授業を実践することで「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育成し、児童一人一人が「自己肯定感」をもって、安心して学校生活を送れるように、学校教育活動全般を通して「心の教育」に取り組むことが大切である。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候をとらえて未然に防いだり、児童や保護者からの訴えに対し迅速に対応したりする。

校長、教頭、教務主任、校務主任（生徒指導主事）、学年主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
 - ・ 学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめへの対処
 - ・ いじめがあった場合や、その疑いがある場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 児童の悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- ⑥ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑦ 教員研修の充実を図るとともに、教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認するようなことがないよう、細心の注意を払う。
- ⑧ 家庭、地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」等を開催し、組織的に早急に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上の出来事は一義的には家庭の責任であることを明確にした上で対応していく。必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ◎ 速やかにいじめ・不登校対策委員会を招集、開催
 - ① 事実関係を明確にするための調査を実施
 - ② いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
 - ③ 調査結果を教育委員会に報告
 - ④ 調査結果を踏まえた必要な措置

